

命 令 書

再審査申立人 富里商事株式会社

再審査被申立人 ノースウエスト航空日本支社労働組合

同 X1、同 X2、同 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X7、同 X8、同 X9、同 X10、同 X11、
同 X12、同 X13、同 X14、同 X15、同 X16、同 X17、同 X18、同 X19、同 X20、同 X21、
同 X22、同 X23、同 X24

主 文

- 1 再審査申立人は、再審査被申立人組合が昭和 55 年 4 月 8 日から同年 5 月 13 日の間に行った時限ストライキに参加した再審査被申立人である別記第 3 記載の組合員に対して、同年 4 月 10 日付け、同年 4 月 23 日付け及び同年 5 月 15 日付け警告並びに通告書をもってなした警告並びに通告をそれぞれ撤回し、かつ、上記組合員に対し、今後上記各警告並びに通告がなかったものとして取り扱わなければならない。
- 2 再審査申立人は
 - (1) 再審査被申立人組合に対し、別紙第 1 及び同第 4 と同一文言の文書
 - (2) 再審査被申立人である別記第 1 記載の組合員 16 名に対し、別紙第 2 と同一文言の文書
 - (3) 再審査被申立人である別記第 2 記載の組合員 14 名に対し、別紙第 3 と同一文言の文書
 - (4) 再審査被申立人 X4 に対し、別紙第 5 と同一文言の文書をそれぞれ手交しなければならない。
- 3 再審査申立人は、本命令交付後 1 週間以内に上記別紙第 1 と同一文言を、縦 1 メートル、横 2 メートルの上質の白紙の表の全面に、かい書をもって明瞭に墨書し、再審査申立人が経営する肩書の成田インターナショナルホテルの従業員食堂の壁の従業員が見やすい位置に、1 週間これを掲示しなければならない。
- 4 その余の本件再審査申立てを棄却する。

別紙第 1

当社は、貴組合が昭和 55 年 4 月 8 日から同年 5 月 13 日の間に行った時限ストライキに参加した貴組合の組合員に対し、昭和 55 年 4 月 10 日付け、同年 4 月 23 日付け及び同年 5 月 15 日付けの各警告並びに通告書を発したことが、いずれも

労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

昭和 年 月 日

富里商事株式会社

代表取締役 Y1

ノースウエスト航空日本支社労働組合

中央執行委員長 X25 殿

(注:年月日は、手交文書にあつては手交の日付を、掲載文書にあつては掲載の日付をそれぞれ記入すること。)

別紙第2

当社は、ノースウエスト航空日本支社労働組合が行った時限ストライキに参加した貴殿に対し、昭和55年4月10日付け及び同年5月15日付けの各警告並びに通告書を発したことが、いずれも労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

昭和 年 月 日

富里商事株式会社

代表取締役 Y1

殿

(注:別記第1記載の16名の組合員にそれぞれあて名を記入したうえ各1通を手交すること、年月日は手交の日付を記入すること。)

別紙第3

当社は、ノースウエスト航空日本支社労働組合が行った時限ストライキに参加した貴殿に対し、昭和55年4月23日付け及び同年5月15日付けの各警告並びに通告書を発したことが、いずれも労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

昭和 年 月 日

富里商事株式会社

代表取締役 Y1

殿

(注:別記第2記載の14名の組合員にそれぞれあて名を記入したうえ各1通を手交すること、年月日は手交の日付を記入すること。)

別紙第4

当社は、貴組合が昭和55年4月18日17時から19時まで行った時限ストライキに貴組合の組合員X4殿が参加しなかったにもかかわらず、昭和55年4月23日付けの警告並びに通告書を同人に交付いたしましたことが、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

昭和 年 月 日

富里商事株式会社

代表取締役 Y1

ノースウエスト航空日本支社労働組合

中央執行委員長 X25 殿

(注:年月日は手交の日付を記入すること。)

別紙第5

当社は、ノースウエスト航空日本支社労働組合が昭和55年4月18日17時から19時まで行った時限ストライキに貴殿が参加しなかったにもかかわらず、昭和55年4月23日付けの警告並びに通告書を貴殿に交付致しましたことが、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

昭和 年 月 日

富里商事株式会社

代表取締役 Y1

X4 殿

(注:年月日は手交の日付を記入すること。)

別記

第1

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16

第2

X1 X2 X5 X10 X11 X12 X14 X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23

第3

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16
X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23 X24

理

由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1 認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

1 1の(1)中「本件結審時」を「初審結審時」に改める。

2 1の(2)中「結審時」を「本件結審時」に、「約480名」を「約370名」に改め、末尾に次のように加える。

「なお、会社には、組合のほか昭和55年4月頃にホテル従業員によって結成された申立外成田インターナショナルホテル従業員組合があり、その組合員は40数名である。」

3 2の(4)中「部下の組合員を組合から脱退させるよう命じた。そして」を「さらに」に改める。

4 2の(13)中「当委員会」を「千葉県地方労働委員会(以下千葉地労委という。)」に改める。

5 2の(14)中「当委員会」を「千葉地労委」に改める。

6 2の(16)中「当委員会」を「千葉地労委」に、「中央労働委員会(以下中労委という。)」を「当委員会」に、「申立てをしたが、」を「申立てをした。」に、「発し、会社は、そのころ受領した」を「発した。当委員会は、6月4日、この再審査申立てを棄却する命令を発した。会社は、これを不服として、7月24日、東京地方裁判所に行政訴訟(東京地裁昭和55年(行ウ)第97号)を提起した。同裁判所は、昭和57年1月29日、会社の請求を棄却した。会社は、これも不服として、2月12日、東京高等裁判所に控訴し、現在に至っている。

なお、この間、当委員会は、昭和55年8月22日、東京地方裁判所に対して緊急命令の申立てをしたところ、同裁判所は10月31日、当委員会の申立てを認容する決定を下した」に改める。

7 3の(12)のア中「中労委の初審命令履行勧告」を「当委員会の履行勧告」に改める。

8 3の(2)のイ中「別紙第1 申立人目録」を「別記第1」に、「同X14は」を「同X15は同日16時から16時30分まで、同X14は」に、「X14あてのもの」を「X15あてのものは16時から16時30分まで、X14あてのもの」に改める。

9 3の(2)のウ中「別紙第2 申立人目録」を「別記等2」に「17時30分」を「17時15分」に改める。

10 3の(2)のエ中「(以下加重文言という。)」を削除する。

11 3の(2)のエの別表のX3の欄の昭和55年4月21日の項中「14.30」を「14.00」

に、同表 X14 の欄の同年 4 月 24 日の項中「14.30」を「16.30」に改める。

第 2 当委員会の判断

会社は、昭和 55 年 4 月 8 日から同年 5 月 13 日の間に組合が行ったストライキに参加した各組合員に対して、警告並びに通告書を発したことが不当労働行為であるとした初審判断を不服として再審査を申立てているが、その主張は要するに初審における会社主張と同一である。

当委員会の判断は、初審命令の理由第 2 判断及び法律上の根拠(末尾 2 行の法律上の根拠に関する部分を除く。)のうち、その一部を次のように改める以外は、初審命令の理由第 2 判断及び法律上の根拠と同一であるので、これを引用する。

1 の(4)中「この訂正が規約第 75 条の改正手続を経たか否かは組合の運営上の問題であるから、当委員会が立ち入るべき事項ではないこと」を「会社の主張するように支部設置に関する規約第 75 条の改正手続がとられていなかったとしても、ホテル従業員は、組合に個人加入していることは明白であること」に改める。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。しかしながら、その救済内容については、諸般の事情を考慮して主文のとおり変更した。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 57 年 6 月 16 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎 ㊞